

お知らせ



桂川町重度心身障がい者タクシー利用券
 重度心身障がい者タクシー
 利用券申請をお忘れなく

☎健康福祉課 福祉係 ☎65・00001

【受付日時】4月3日(月)以降の役場開庁日時
 【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」
 【持参物】身体障害者手帳(療育手帳)
 【対象】令和4年度が非課税世帯で、次のいずれかに該当する人

- 視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級)
 - 下肢または体幹機能障害(1・2級)
 - 内部機能障害(1級) ○療育手帳(A)
- ※老人施設・身障等施設入所者は対象外



お知らせ

令和5年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿
 土地・家屋価格等
 縦覧帳簿を公開します

☎税務課 税務係 ☎65・1076

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できる制度です。
 ※償却資産については縦覧できません。
 【日時】4月3日(月)～5月1日(月)の役場開庁日時
 【場所】税務課 税務係
 【縦覧できる人】固定資産税の納税者

お知らせ



軽自動車等の登録・廃車手続
 軽自動車等の廃車手続は
 3月31日までに

☎税務課 税務係 ☎65・1076

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、譲渡・廃棄(スクラップ)をしても、廃車の手続をしないと毎年税金がかかります。なお、住所変更等の手続は15日以内に行ってください。

※原付バイク等は、**所有していることに対して課税**されます。しばらく乗らないような場合でも、ナンバープレートを一時的に返納することはできませんので、ご注意ください。

【対象車種と手続先】

| 車種 | 手続先 | 問合せ |
|------------------------|----------|----------------|
| 原動機付自転車(125cc以下) | 桂川町役場税務課 | ☎65・1076 |
| 軽自動車 | 軽自動車検査協会 | ☎050・3816・1753 |
| 125ccを超え250cc以下のバイク | 九州運輸局 | ☎050・5540・2080 |
| 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) | 福岡運輸支局 | |

【税務課での廃車等に必要な書類】

- ナンバープレート ○標識交付証明書 ○身分証明書
- ※盗難による廃車の場合は、警察署に盗難届を提出し、受付番号を確認してください
- ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です
- ※詳細については手続先にお問合せください。

お知らせ



児童扶養手当・特別児童扶養手当
 児童扶養手当・特別児童扶養
 手当の支給額が変わります

☎住民課 住民年金係 ☎65・33301

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が、4月分(5月以降支給分)から変わります。これは、前年の全国消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。

児童扶養手当【月額支給額】 ※表内の金額は、いずれも児童一人の場合の金額

| | | 令和5年3月まで | 令和5年4月以降 |
|----------|------|-----------------|--------------------------------|
| 本体額 | 全部支給 | 43,070円 | 44,140円(+1,070円) |
| | 一部支給 | 43,060円～10,160円 | 44,130円～10,410円(+1,070円～+250円) |
| 第2子加算額 | 全部支給 | 10,170円 | 10,420円(+250円) |
| | 一部支給 | 10,160円～5,090円 | 10,410円～5,210円(+250円～+120円) |
| 第3子以降加算額 | 全部支給 | 6,100円 | 6,250円(+150円) |
| | 一部支給 | 6,090円～3,050円 | 6,240円～3,130円(+150円～+80円) |

特別児童扶養手当【月額支給額】

| | 令和5年3月まで | 令和5年4月以降 |
|----|----------|----------|
| 1級 | 52,400円 | 53,700円 |
| 2級 | 34,900円 | 35,760円 |